

事務連絡
平成31年4月10日

各都道府県 児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（周知）

平素より、児童福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、元号が改められる場合の元号による年表示について、政府においては、別紙の方針に沿って取り扱うこととしました。

御了知の上、貴課においても適切な対応をご検討いただくとともに、管内市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む）にも併せて周知いただくようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省においては、所管する省令及び告示に定める様式等について、一括して今後改正を行う予定です。また、「上記の省令及び告示に関わらず、改元日以降の年の表示が『平成』とされていたとしても、有効なものとして受け付ける」等、国民が申請を行う場合における窓口における対応等について、別途周知することを予定しています。詳細については決まり次第、追ってお知らせいたします。

【資料】

（別紙）改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（平成31年4月1日
新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）

（参考）改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（平成31年4月2日
閣議内閣官房長官発言要旨）

【担当】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

企画係 八木、川畑

Tel: 03-5253-1111（内線：4868）

03-3595-2504（直通）

Mail: yagi-yoshichika@mhlw.go.jp

kawabata-kensuke@mhlw.go.jp